

いじめ対策 アクションプラン

奈良市



奈良市のすべての子どもたちが元気に登校し、笑顔で家に帰ってくる。
そんな毎日を送ることができるようにすることが何よりも大切です。
学校・家庭・地域・教育委員会が協力し、子どもたちの生活を、
明るく、輝いたものにしていきましょう。

奈良市教育委員会

奈良市いじめ対策アクションプラン

いじめは決して許されないことであり、また、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものです。学校教育に携わる全ての関係者一人一人が、改めていじめの問題の重大性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応する必要があります。いじめの問題が生じたときは、その問題を隠さず、学校や教育委員会、家庭や地域が連携して対応し、大切な子どもたちの命と心を守らなければなりません。そこで、奈良市教育委員会においては、以下に『奈良市いじめ対策アクションプラン』を策定するものです。

いじめの定義（平成 18 年 文部科学省）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

1. 子どもの命や心を守る環境づくり

子どもの命や心を守るためには、いじめが起こらない環境をつくるのが大切です。子どもたちを取り巻く大人が、学校・家庭・地域等の教育活動全てを通じて、自他を大切にする心、違いを認めあえる人間関係、正義感や公正さ、命の大切さ等の人権感覚を高め、道徳性を育むことが必要です。また、教職員と児童生徒・保護者との信頼関係が構築されていることや、お互いが相談しやすい環境を整えることも大切です。

<教職員の力量の向上>

- いじめに対する感性や実践力を高めるための研修会の実施
（センター研修や学校支援プロジェクト事業『はぐくみ道場』（教職員支援）など）
- 人権感覚や人権意識を高める研修（人権に関わる部署との連携）

<いじめを起こさせない取組>

- 子どもの心に響く教育活動（授業等）づくり
- 人権感覚を高め、児童生徒の心に訴えかける教育活動の推進
- 人権教育、道徳教育、なかまづくりに視点を置いた教育活動
- いじめを起こさない学級集団づくりの研修と推進
- 児童会・生徒会活動による（仮）『いじめ未然防止運動』等の推進
- 保護者や PTA への啓発活動の充実
- 保護者や PTA との連携した取組の推進

<相談活動の充実>

- スクールカウンセラーとの連携と事例研修
- 民間相談機関（NPO 団体など）との連携や活用
- 児童生徒・保護者に対する相談機関の周知



2. 早期発見と適切な対応

いじめは、教職員や保護者、地域が常に子どもたちを見守り、目をくばることを通じ、早期発見することが大切です。日常の行動や会話などの中に含まれるいじめの兆候を見逃さないことや、アンケート・教育相談等によるいじめの早期発見が必要です。認知したいじめに対しては、迅速かつ組織的に対応することが大切です。

<アンケートと教育相談>

- いじめに関するアンケートや教育相談の定期的な実施
- 早期発見のために有効なアンケートや教育相談の手法の調査・研究と活用

<教職員の細やかな目くばりや日常の情報交換>

- 小さな変化も見逃さない感性をもつ教職員の育成
- 教職員の振り返りチェックリスト（自分自身）の活用
- 児童生徒の言動や行動からいじめのサインを発見するためのチェックリスト（教職員用）の活用
- 定期的な職員会議・学年会議等によるいじめの問題の情報共有
- 教職員の日常的な情報交換
- 家庭訪問や学級懇談会、地域懇談会等からの情報収集
- 家庭用チェックリスト（保護者用）により家庭からの情報収集

<組織的な対応>

- いじめに特化した校内対策委員会の設置
- 校内対策委員会によるいじめの問題に対する組織的な指導と検証（事例研修等）
- 地域との連携・協力によるいじめの問題に関する啓発活動や情報収集の推進
- 中学校区内の小・中学校でのアクションプランの共有

<学校における課外活動の在り方>

- はぐくみ道場や職員研修による部活動指導者のいじめに対する感性の醸成と指導体制の確立
- 部活動指導者講習会等の研修への参加推進
- 外部指導者の適切な活用と指導者研修の実施
- 課外活動指導者との連携



3. 学校と教育委員会との連携

いじめを徹底的に調査し、解決に導くためには教育委員会との連携が大切です。正確な情報収集と正しい現状認識をもとに、学校と教育委員会が連携することにより、より広い視野に立ったいじめの問題への取組を行うことができます。

<教育委員会の施策の効果的な活用>

- 学校支援プロジェクト事業による、スーパーバイザー・弁護士・臨床心理士・医師・保護者代表・市立学校園長代表等によるプロジェクト会議の実施や取組・事例の検討、対応策の提示
- 客観的・専門的な立場から、いじめの問題に対するアドバイスの実施
- 指導主事や学校支援コーディネーターによる学校訪問・指導助言

<迅速な情報共有>

- いじめの問題が起こった場合の迅速な教育委員会への報告
- 教育委員会との連携（相談・助言）

<各校でのアクションプランの策定>

- 『奈良市いじめ対策アクションプラン』をもとに、各校の実情にあわせたアクションプランの策定
- 学校独自のアクションプランの教育委員会への提出と点検

<アクションプランの具現化>

- 学校独自のアクションプランを具現化し、生徒指導や人権教育等の年間指導計画の中に位置づけた、具体的な取組の推進

<毅然とした対応>

- 正確に状況を確認し、被害者保護の視点に立った措置の検討（出席停止等）

4. 関係機関（専門家を含む）や地域との連携

いじめの問題の解決には、学校や教育委員会だけの関わりだけでなく、時として第三者としての専門家の意見や示唆が必要となることがあります。生徒指導の専門家・弁護士・臨床心理士・医師等の人材を確保し、客観的・専門的な立場でのアドバイスや示唆を受けることは、いじめの問題の根本的な解決のために非常に有効です。

<専門家のアドバイス>

- 学校支援サポーター（弁護士・臨床心理士・医師・警察関係者等）による迅速な対応
- 客観的・専門的な立場からのアドバイス
- 校内事例研修の実施
- 対策会議への参加

<警察との連携>

- 「学校と警察との連絡制度」の有効な活用
- 犯罪行為や犯罪に発展するおそれのあるいじめの問題、学校長が通報を必要と判断したいじめの問題に関する警察への相談・通報を含む対応の実施
- 警察のスクールサポーター（警察官 OB）による学校訪問や対策会議への参加依頼

<こども家庭相談センター・子育て相談課との連携>

- いじめに関わる子どもたちの家庭への支援に向けた連携（対策会議への参加等）

<地域との連携>

- 地域との連携・協力によるいじめの問題の支援活動や情報収集の推進
- 少年指導協議会や地域教育協議会との連携
- 民生児童委員等の地域人材との連携
- 民間相談機関（NPO 団体など）との連携や活用

その他の相談機関

- 24 時間いじめ相談ダイヤル（県）
※ 終日（24 時間）

☎0570-078310

- あすなろダイヤル（県立教育研究所）
※ 月～金：午前 9 時から午後 9 時まで
土日祝：午前 9 時から午後 7 時まで

☎0744-34-5560

- 悩み なら メール（県）

✉ soudan@soudan-nara-mail.jp

- ヤング・いじめ 110 番
（県警本部：少年サポートセンター）
※ 終日（24 時間）
月～金の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
サポートセンターの担当がでます。
（それ以降は、当直員がでます。）

☎0742-22-0110

- 奈良すこやかテレフォン
（奈良いのちの電話協会）
※ 月～金：午後 6 時から午後 9 時まで
土日祝：午前 10 時から午後 4 時まで

☎0742-35-1002

- ティーンズなら（社会福祉法人）
※ 毎週水曜日の午後 2 時から午後 6 時まで

☎0120-556-549

- 18 歳までの子どもがかける電話
「チャイルドライン」
（認定特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター）
※ 月～土： 午後 4 時から午後 9 時まで

☎0120-99-7777

- 中央こども家庭相談センター（県）
※ 午前 9 時から午後 5 時まで

☎0742-26-3788

- 子どもの人権 110 番（人権擁護委員会）
※ 月～金： 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

☎0120-007-110



奈良市いじめ対策アクションプラン

基本的な考え方

- ★「いじめは人間として絶対に許されない」という認識に立ち対応しましょう。
- ★「どの学校でもどの子どもにも起こり得る」という危機感を持ちましょう。
- ★早期発見に努め、迅速に適切な対応をするとともに、被害者保護の視点を持ちましょう。
- ★組織的に対応し、保護者や地域、教育委員会と適切な連携を図りましょう。
- ★いじめを許さない環境づくりを行いましょう。

1 子どもの命や心を守る環境づくり

●教職員の力量の向上

子どもたちの学校生活で、一番身近な存在である教職員自身のいじめを見抜く鋭い感性を磨く。

●いじめの起こらない取組

学校は、子どもたちの教育活動全般を通じ、いじめの起こらない集団づくりを行う。
また、子どもたち自身に、いじめの起こらない環境をつくる力をつけるため、保護者や地域と連携する。

●相談活動の充実

子どもたちが自らの意思で、自分の思いを伝えるための相談場所や機会の設定・啓発を行う。



2 早期発見と適切な対応

●アンケートと教育相談

いじめの実態を迅速に察知できるアンケートや教育相談の手法を研究し、実施することにより、早期対応の手がかりとする。

●教職員の細やかな目くばりや日常の情報交換

アンケートや教育相談で認知できないような小さなサインを発見するために、教職員は細やかな目くばりや心くばりをするとともに日常的な情報共有を行う。

●組織的な対応

教職員が一人で抱え込むことなく、「子どもたちを全教職員で支援する」という認識を持ち、校内対策委員会の設置等を通じ、組織的に対応する。

●学校における課外活動の在り方

課外活動指導者の人権感覚の向上を図るとともに、教職員との連携を推進する。

3 学校と教育委員会との連携

●教育委員会の施策の効果的な活用

教育委員会が実施している学校を支援するための事業を効果的に活用し、より組織的・専門的な取組を進める。

●迅速な情報共有

いじめの問題に関する情報の共有を図り、学校と教育委員会が同じ方向性を持ち、より組織的な対応を推進する。

●各校でのアクションプランの策定

奈良市いじめ対策アクションプランをもとに、各校の実情にあわせたアクションプランを策定し、取組を進める。

●アクションプランの具現化

アクションプランをより具現化し、教育活動の中に組み込む。

●毅然とした対応

被害者保護の視点に立ち、毅然とした対応をする。

4 関係機関（専門家等）や地域との連携

●専門家のアドバイス

いじめの問題の根本的な解決のためには、専門家のアドバイスによる要因や背景の分析、指導方法への示唆が非常に有効である。

●警察との連携

「学校と警察との連絡制度」を有効に活用し、いじめの問題に含まれる犯罪行為等に対しては、連携して対応する。

●こども家庭相談センター・子育て相談課との連携

いじめに関わる子どもたちの家庭への支援に向けた連携を図る。

●地域との連携

いじめの問題を解決するための情報収集や支援など、地域を巻き込んだ取組を進める。

